○個人情報保護委員会告示第十三号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第三百五号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年 11 月２日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年 10 月 30 日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体

［略］

４－１－１　行政機関等

(1)　行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑧までに記載するものをいう（法第２条第８項）。

①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［略］	［略］

（※）令和８年 11 月２日時点において存続するもの

②　［略］

③　防災庁（法第２条第８項第３号）

④　国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第２条第８項第４号）

省	委員会	庁
［略］	［略］	［略］

⑤　内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第５号及び政令第３条第１項）

・　［略］

⑥　防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第 15 条の施設等機関

［同左］

４－１－１　行政機関等

(1)　行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。

①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［同左］	［同左］

（※）令和８年 10 月 30 日時点において存続するもの

②　［同左］

［新設］

③　国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第２条第８項第３号）

省	委員会	庁
［略］	［略］	［略］

④　内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第４号及び政令第３条第１項）

・　［同左］

［新設］

で、政令で定めるもの（法第２条第８項第６号） ⑦　各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第７号及び政令第３条第２項） ・　［略］ ⑧　会計検査院（法第２条第８項第８号） (2)～(6)　［略］ ４－１－２　行政機関の長等 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第２条第８項第５号から第７号までの政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第２に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第１号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第２号（大学等の設置及び管理）若しくは第３号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第 63 条）。 ４－２　［略］ ５～11　［略］	⑤　各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第５号及び政令第３条第２項） ・　［同左］ ⑥　会計検査院（法第２条第８項第６号） (2)～(6)　［同左］ ４－１－２　行政機関の長等 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第２条第８項第４号及び第５号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第２に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第１号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第２号（大学等の設置及び管理）若しくは第３号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第 63 条）。 ４－２　［同左］ ５～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。